

固定資産管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容										
<p>公益財団法人 大阪産業振興機構</p>	<p>固定資産管理帳簿に登載されているにもかかわらず、現物が確認できないものがあった。 固定資産管理規則では、使用責任者は使用している固定資産の増減・使用状況等の把握のため、毎年度、固定資産管理帳簿等と物件との照合を行い、差異を認めるときは、原因を調査し、固定資産管理者及び会計課長に報告することとなっているが、本件については報告されていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="528 751 1549 892"> <thead> <tr> <th>資産名</th> <th>取得年月日</th> <th>期末数量</th> <th>取得価額</th> <th>期末帳簿価額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パソコン一式</td> <td>H13. 12. 1</td> <td>1</td> <td>8,559,705円</td> <td>1円</td> </tr> </tbody> </table>	資産名	取得年月日	期末数量	取得価額	期末帳簿価額	パソコン一式	H13. 12. 1	1	8,559,705円	1円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、固定資産管理規則等に基づき、適正な事務処理を行われない。</p> <p>【固定資産管理規則】 (選任) 第4条 総括固定資産管理者、固定資産管理者及び使用責任者は、次の各号の区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる職にある者をもって充てる。 一 総括固定資産管理者 常務理事 二 固定資産管理者 事務局長 三 使用責任者 課長 (亡失等の報告) 第16条 使用責任者は、当該使用責任者が管理する固定資産について、亡失、滅失又は盗難の事実を発見したときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして固定資産管理者に速やかに報告しなければならない。 一 発生の日時及び場所 二 原因及び状況 三 事実発見後の処置 四 固定資産等の損害額 五 再発の防止措置又は対策 六 その他参考となる事項 (実査) 第20条 使用責任者は、当該使用責任者が管理する固定資産について、毎事業年度内に当該固定資産の実査を行い、その管理状況の適否及び帳簿記録の正否を実地に確かめなければならない。 4 使用責任者は、帳簿等と物件との照合を行った結果、差異を認めるときはその原因を調査するものとする。また、固定資産管理者及び会計課長に報告するとともに、差異の原因について対策を講じ、再発の防止に努めるものとする。</p>	<p>現物確認できなかった備品について、会計課職員立会いによる固定資産の実査を行ったところ、除却手続を行わずに廃棄していたことが判明した。 廃棄済みであるにもかかわらず固定資産管理帳簿に記載されていた備品について、除却手続を行った。 また、固定資産管理帳簿の更新漏れを防ぐために固定資産実査に関する手引を作成し、幹部会議で周知した。 今後は、固定資産管理票を作成し、固定資産の実査を確実に実施するとともに、固定資産管理規則等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
資産名	取得年月日	期末数量	取得価額	期末帳簿価額									
パソコン一式	H13. 12. 1	1	8,559,705円	1円									

		<p>【固定資産の実査マニュアル】</p> <p>3 使用責任者は、各課で使用している固定資産の増減・使用状況等の把握のため、3月に実査を行い「固定資産管理帳簿」と照合をする。 この場合、差異が認められた場合は、原因を調査するとともに、固定資産管理者及び会計課長に報告する。</p> <p>4 使用責任者は、実査の結果「固定資産実査等報告書」を、「固定資産管理帳簿」を添えて固定資産管理者及び会計課長へ3月末に報告する。</p>	
--	--	---	--

監査（検査）実施年月日（委員：平成30年1月15日、事務局：平成29年11月27日及び同月28日）